

記 載 要 領

この届出書は、法人税法第4条の2の承認を受け連結法人となったとき（法人税法第4条の3第3項、第4項、第8項、第10項又は第11項により承認があったものとみなされた場合を含みます。）又は法人税法第4条の5の規定により連結法人でなくなったときに提出してください。ただし、本県に事務所等を有する連結法人が解散（合併による解散を含みます。）により連結法人でなくなった場合は、この届出書によらず、「法人の解散（清算）・合併届」を提出してください。

1 添付書類

この届出書には、次に掲げる書類の写しを添付してください。

な つ た 場 合 と	(1) 連結グループとして新たに連結納税を開始したとき ア 「連結納税の承認の申請書（初葉）」 <連結親法人の場合> イ 「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」 <連結子法人の場合> イ グループ一覧
	(2) 連結グループに後から加入したとき ア 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（初葉）」 イ 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（次葉）」 ※加入時期の特例を受ける場合及び時価評価法人等である場合に限ります。 ウ グループ一覧
な く な つ た 場 合 で	(1) 連結納税の承認の取消しの処分を受けたとき 国税庁長官の処分の通知
	(2) 連結納税の適用の取りやめの承認を受けたとき 国税庁長官の取りやめ承認の通知
	(3) 上記以外のとき 「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」又は税務署に提出した当該異動事項に関する届出書

2 各欄の記載方法

(1) 「連結法人の種類」及び「区分」	該当する□にレ印を付してください。				
(2) 「上記区分に該当することとなった事由」	<p>該当する□にレ印を付してください。</p> <p>・ 「連結納税の承認申請の承認があった。」には承認があったとみなされた場合を含みます。</p> <p>・ 「連結完全支配関係等を有しなくなった。」とは、法人税法第4条の5第2項各号に掲げる事実が生じた場合をいい、()内には、連結完全支配関係等を有しなくなった具体的な原因を記載してください。</p>				
(3) 「事由が生じた日」	上記(2)において該当する事由が生じた日（承認又は承認を取り消されたものとみなされた日を含みます。）を記載してください。				
(4) 「最初連結親法人事業年度」	連結親法人が、連結納税の承認を受けて最初の連結確定申告をする又はした連結事業年度を記載してください。				
(5) 「法人の区分」	法人税法の規定による時価評価法人又は関連法人に該当する場合に、該当する□にレ印を付してください。				
(6) 「連結子法人適用開始事業年度」	連結子法人がこの届出をする場合に、法人税における連結納税を行う又は行った最初の事業年度を記載してください。				
(7) 「この届出の事由により事業年度を変更することとなる場合」	<p>連結納税の承認又は取消し等の事由が生じたため、地方税法第72条の13第9項から第25項までのいずれかの規定により、みなし事業年度が発生することとなる法人は、変更前と変更後の事業年度を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">変更前</td> <td>承認又は取消等の事由がなければ申告するはずであった事業年度又は連結事業年度で、「変更後」に対応するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td> <p>[承認等の場合]</p> <p>連結納税開始前の、単体申告をする最後の事業年度（時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度）</p> <p>[取消し等の場合]</p> <p>取消し等により単体申告をする事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する最初の事業年度</p> </td> </tr> </table>	変更前	承認又は取消等の事由がなければ申告するはずであった事業年度又は連結事業年度で、「変更後」に対応するもの	変更後	<p>[承認等の場合]</p> <p>連結納税開始前の、単体申告をする最後の事業年度（時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度）</p> <p>[取消し等の場合]</p> <p>取消し等により単体申告をする事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する最初の事業年度</p>
変更前	承認又は取消等の事由がなければ申告するはずであった事業年度又は連結事業年度で、「変更後」に対応するもの				
変更後	<p>[承認等の場合]</p> <p>連結納税開始前の、単体申告をする最後の事業年度（時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度）</p> <p>[取消し等の場合]</p> <p>取消し等により単体申告をする事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する最初の事業年度</p>				
(8) 「加入時期の特例」	法人税法第15条の2第2項各号の規定による加入時期の特例の適用の有無について、該当する□にレ印を付してください。				
(9) 「連結法人となる前の申告期限の延長の処分（承認）の有無」	連結法人でなくなった場合に、事業税・住民税それぞれについて連結法人となる前の申告期限の延長の処分等の有無について該当するものを○で囲み、有の場合にはその延長の処分等の適用されることとなった最初の事業年度及びその延長月数を記載してください。				